

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年3月まで
昭和59年7月に会社を退職後、国民年金に再加入の手続をし、納付書により銀行の窓口で納めたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の加入手続時期について年金事務所は、「オンライン記録への再加入に係る登録処理が行われた昭和61年8月5日以前である。」と回答していることから、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料については過年度納付が可能である。

また、申立期間は9か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金保険料の納付書が送付されれば必ず納付していたとしているところ、オンライン記録によれば、申立期間以外の国民年金被保険者期間について未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付していたとの申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額18万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

ない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシート（勤務時間明細書）及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、給与明細書及びタイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、C社から提出されたタイムシートにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる上、定時決定後、当該標準報酬月額の改定を要する報酬の変動も見られないことから、当該期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額18万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額24万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

ない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシート（勤務時間明細書）及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、給与明細書及びタイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、C社から提出されたタイムシートにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる上、定時決定後、当該標準報酬月額の改定を要する報酬の変動も見られないことから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額24万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額22万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

ない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシート（勤務時間明細書）及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、給与明細書及びタイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、C社から提出されたタイムシートにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる上、定時決定後、当該標準報酬月額の改定を要する報酬の変動も見られないことから、当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額22万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額32万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

ない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシート（勤務時間明細書）及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、給与明細書及びタイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、C社から提出されたタイムシートにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる上、定時決定後、当該標準報酬月額の改定を要する報酬の変動も見られないことから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額32万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額26万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

ない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシート（勤務時間明細書）及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、給与明細書及びタイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、D社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシートにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額17万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる上、定時決定後、当該標準報酬月額の改定を要する報酬の変動も見られないことから、当該期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書から厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額26万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、貸金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額26万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

ない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシート（勤務時間明細書）及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、給与明細書及びタイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、C社から提出されたタイムシートにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる上、定時決定後、当該標準報酬月額の改定を要する報酬の変動も見られないことから、当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、同僚（申立人と業務内容が同じ同年代の男性従業員）が所持する給与明細書及びC社から提出された申立人のタイムシートにより、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額19万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

ない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、C社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシート（勤務時間明細書）及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、タイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、D社（申立人の派遣先事業所）から提出されたタイムシートにより、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月において、標準報酬月額16万円に相当する報酬月額がA社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる上、同僚（申立人と業務内容が同じ同年代の男性従業員）について、定時決定後、標準報酬月額の改定を要する報酬の変動は見られないことを踏まえると、申立人についても同様であると考えられることから、当該期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、同僚（申立人と業務内容が同じ同年代の男性従業員）が所持する給与明細書及びC社から提出された申立人のタイムシートにより、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には、標準報酬月額19万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後に、B社が承継）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年8月の記録から、26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には標準報酬月額32万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月16日から同年3月4日まで

申立期間について、派遣元は、A社からB社に変わったが、継続してC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年1月16日から同年3月4日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間については、申立人から提出された給与明細書及びC社（申立人の派遣

先事業所)から提出されたタイムシート(勤務時間明細書)及び「申立人の担当業務の変更はなかった。」とする回答により、申立人はA社及びその承継会社であるB社を派遣元としてC社に継続して勤務し、A社及びB社から給与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間については、B社は、オンライン記録では22年3月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年2月18日に設立されており、C社から提出されたタイムシートによれば、申立人を含む13名の雇用が確認できることから、当該期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、B社の厚生年金保険の適用年月日は22年2月18日であると認められる。

さらに、B社が適用されるまでの期間について、前述のとおり、申立人の担当業務に変更は無く、給与明細書及びタイムシートにより申立期間について継続して勤務していることが確認できることから、申立人はA社で適用されるべきであったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成22年2月18日、B社における資格取得日は、同日であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成22年1月16日から同年2月18日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時(21年8月1日)に届け出られた標準報酬月額は26万円であるが、これは、同僚(申立人と業務内容が同じ同年代の男性従業員)の報酬月額からみて妥当と認められる上、その後、当該標準報酬月額の改定を要する報酬の変動も見られないことから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年2月18日から同年3月4日までの期間に係る標準報酬月額については、同僚(申立人と業務内容が同じ同年代の男性従業員)が所持する給与明細書及びC社から提出された申立人のタイムシートにより、厚生年金保険被保険者資格取得時の同年2月には、標準報酬月額32万円に相当する報酬月額がB社の事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

さらに、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

鳥取厚生年金 事案553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から35年4月まで
② 昭和35年4月から同年7月1日まで

申立期間①については、昭和29年4月に、A法人から保険の業務をしてほしいとの誘いがあり、保険外務員として、35年4月中頃までB社の勧誘業務を行った。

申立期間②については、昭和35年4月中頃から同年6月30日まで、C事業所に販売員として勤務した。

各申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 D社（A法人E業務所の承継会社）から提出のあった「履歴カード」により、申立人は、申立期間①のうち、少なくとも昭和29年5月26日から32年1月1日までの期間については、保険外務員として、A法人E業務所内にあったF保険事務所に勤務していたことが確認できる。

しかし、D社及びA法人は、「申立人に関する資料は履歴カードのみであり、申立期間当時の勤務状況や給与形態については不明である。」、「申立期間当時、A法人では保険に関する業務を行っており、保険外務員も存在していたが、その処遇等については資料が無いため不明である。」とそれぞれ回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が所持する写真により確認できる上司及び同僚についても、A法人E業務所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同僚の一

人は、「同業務所での給与は歩合給で、勤務時間の拘束もなかった。また、給与から社会保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立期間①において、A法人E業務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られない。

2 申立期間②については、C事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できた同僚13人に照会したが、回答のあった9人全員が申立人を記憶していないことから、申立人が申立期間②に勤務していたことを確認することができない。

また、C事業所の承継会社であるG社は、「申立人の在籍等について確認できる資料は保管年限が過ぎているため、既に廃棄している。」と回答している上、申立期間②当時の事業主及び事務担当者であった事業主の妻も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間②において、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見られない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。